政　令

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第二百四十一号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十八号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（都市計画法施行令の一部改正）

第一条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二十七号中「第十六条第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の項中「第十六条第八号」を「第十六条第一項第八号」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一
文部科学大臣　永岡　桂子
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年七月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第二百四十二号

自動車損害賠償保障法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第十条及び第十条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「及びその者に係る」を「は次の各号に掲げる者とし」に、「次のとおり」を「当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める業務」に改め、同条に次の二号を加える。

四　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第二条第一項に規定するオーストラリア軍隊　その任務の遂行に必要な業務

五　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）第二条第一項に規定する英国軍隊　その任務の遂行に必要な業務

第一条の三中「掲げる業務」を「定める業務」に改める。

附　則

この政令は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）の施行の日から施行する。ただし、第一条の二に二号を加える改正規定（同条第五号に係る部分に限る。）は、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

省　令

○総務省令第五十七号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）第十九条第八項の規定に基づき、及び同法を実施するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月十四日

総務大臣　松本　剛明

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則の一部を改正する省令

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法施行規則（平成二十七年総務省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例）	（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例）
第三条　法第十九条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下この条において「機構」という。）は、当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は	**第三条**　法第十九条第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下この条において「機構」という。）は、当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は